



第7期福津市障がい福祉計画及び 第3期福津市障がい児福祉計画（案）

令和 年 月
福 津 市

目 次

1. 第7期福津市障がい福祉計画及び第3期福津市障がい児福祉計画の策定について	1
2. 第7期福津市障がい福祉計画及び第3期福津市障がい児福祉計画の位置づけ	2
(1) 障がい福祉計画	2
(2) 障がい児福祉計画	2
(3) 障がい者計画との調和	2
(4) SDGsとの関係性	3
(5) 計画の期間	4
(6) 計画策定の体制	4
① 福津市障がい者施策推進協議会の設置	4
② 福祉に関するアンケート調査の実施	4
③ 市民の参画	4
(7) 「障がい」等の表記について	4
3. 障がい者を取り巻く状況	5
4. 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の成果目標	8
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	8
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	8
(3) 地域生活支援の充実	9
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	9
① 福祉施設から一般就労への移行	9
② 就労移行支援の一般就労率	9
③ 就労定着支援事業の利用率	9
④ 就労定着支援利用者の就労定着率	9
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	10
① 児童発達支援センターの設置と障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルー ジョン）推進体制の構築	10
② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保	10
③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターを設置	10
(6) 相談支援体制の充実・強化等	10
① 基幹相談支援センターの設置等	10
② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	10
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	10
5. 障がい福祉サービス等の推進	11
(1) 訪問系サービス	11
① 居宅介護（ホームヘルプ）	12
② 重度訪問介護	12

③ 同行援護	12
④ 行動援護	13
⑤ 重度障がい者等包括支援	13
(2) 日中活動系サービス	14
① 生活介護	15
② 自立訓練（機能訓練）	15
③ 自立訓練（生活訓練）	15
④ 就労選択支援	16
⑤ 就労移行支援	16
⑥ 就労継続支援（A型）	16
⑦ 就労継続支援（B型）	17
⑧ 就労定着支援	17
⑨ 療養介護	17
⑩ 短期入所	18
(3) 居住系サービス	18
① 自立生活援助	19
② 共同生活援助（グループホーム）	19
③ 施設入所支援	19
(4) 相談支援	20
① 地域相談支援（地域移行支援）	20
② 地域相談支援（地域定着支援）	20
③ 計画相談支援	21
(5) 障がい児通所支援	22
① 児童発達支援	22
② 放課後等デイサービス	23
③ 保育所等訪問支援	23
④ 居宅訪問型児童発達支援	23
⑤ 医療型児童発達支援	24
⑥ 障がい児相談支援	24
6. 地域生活支援事業の推進	25
(1) 基幹相談支援センター事業	25
(2) 理解促進研修・啓発事業	25
(3) 相談支援事業	26
(4) 自立支援協議会	26
(5) 成年後見制度利用支援事業	26
(6) 意思疎通支援事業	27
(7) 日常生活用具給付等事業	27
(8) 手話奉仕員養成研修事業	28
(9) 移動支援事業	28
(10) 地域活動支援センター（I型）	29

(11) 地域活動支援センター（Ⅱ型）	29
(12) 地域活動支援センター（Ⅲ型）	29
(13) 日中一時支援事業	30
(14) 訪問入浴サービス事業	30
(15) 福祉タクシー料金助成事業	31
(16) 身体障害者用自動車改造費助成事業	31
(17) 軽度・中度等難聴児補聴器購入費助成事業	31
7. 計画の推進	33
(1) 計画の推進体制	33
(2) 計画の進行管理	33
資料編	34
○ 福津市障がい者施策推進協議会規則	35
○ 福津市障がい者施策推進協議会 委員名簿	36
○ 福津市障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定スケジュール	37

1. 第7期福津市障がい福祉計画及び第3期福津市障がい児福祉計画の策定について

障がい福祉を取り巻く法関連の整備は、近年において変化を遂げています。国では、障害者基本計画を策定し、共生社会の実現を目指し、障がいのある人が、自らの意思に基づき、社会参加や自己実現を進めていくこととなりました。その他にも、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の改正の成立など、障がい者福祉に関する法制度の整備が進められています。

また、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下、「SDGs」という。）では、策定過程において障がいのある人が当事者として参画し、障がい者福祉に関する目標が設定されています。各自治体でSDGsを踏まえた政策が求められる中、福津市は令和元年度に「SDGs未来都市」として選定され、本市のまちづくりの指針である「まちづくり基本構想」においても、SDGsを一体的に推進することとされており、本計画で取り組む施策においてもSDGsの視点を取り入れる必要があります。

さらに、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、一時的に事業所の閉鎖を余儀なくされることや、感染防止のため外出を控えなくてはならない時期もあり、障がい児者にとっては支援を受けたくても受けられない、支援者にとっては支援をしたくてもできない苦難の時間が続く中で、非常に大きな影響を受けることとなり、それらへの適切な対応が求められます。

本市においては、こうした社会状況を鑑みながら、本市の現状・課題を踏まえてさらなる障害者施策の充実を図っていく必要があります。

以上のことから、障害者基本法に基づく市町村の障がい者計画である「第3期福津市障がい者計画（令和3年度～令和8年度）」の理念である「障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重しあい、地域で安心して暮らせる、共生のまち福津」を達成できるよう、第7期福津市障がい福祉計画及び第3期福津市障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）を策定します。

2. 第7期福津市障がい福祉計画及び第3期福津市障がい児福祉計画の位置づけ

(1) 障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国の基本方針に沿って、福津市における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づき、国の基本方針に沿って、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

なお、「障がい児福祉計画」と「障がい福祉計画」はその内容について、関連性が高いことから一体的に策定できるものとされています。

児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 障がい者計画との調和

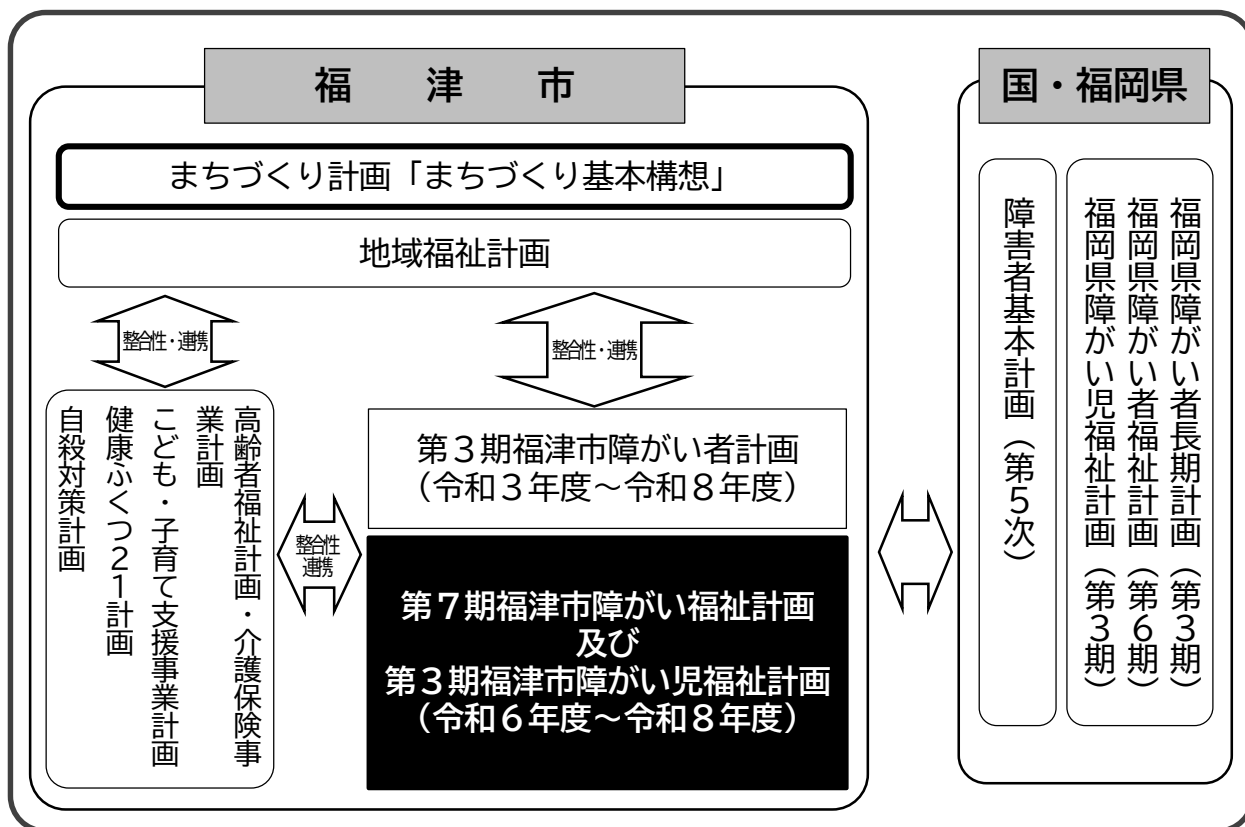
障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は「市町村障害者計画」や「市町村地域福祉計画」等と調和が保たれたものでなくてはならないとされています。

障害者総合支援法 第88条第7項

市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

「福津市障がい者計画」は、障害者基本法に基づき、障がい者のための施策に関する基本的事項について定めたものになっています。これに対し、「福津市障がい福祉計画」及び「福津市障がい児福祉計画」は、それぞれ障害者総合支援法に基づく障がい者サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

【計画の位置づけのイメージ図】



(4) 計画とSDGsとの関係性

本市は令和元年度にSDGs未来都市に選定されています。本計画で取り組む施策も、SDGsの考え方を踏まえ事業を進めていきます。



(5) 計画の期間

第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画に関しては、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間と定めます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3期障がい者計画						第4期障がい者計画		
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

(6) 計画策定の体制

① 福津市障がい者施策推進協議会の設置

本計画の策定にあたっては、障害者基本法第36条第4項に規定する合議制の機関を設置する必要があります。そこで、障がい者及び障がい児の福祉に関する事業従事者、障がい当事者団体、保健医療機関従事者、教育関係者、社会福祉関係者及び公募による市民代表者等で構成された福津市障がい者施策推進協議会を設置し、審議を重ねました。

② 福祉に関するアンケート調査の実施

本計画を策定するために、福津市、宗像市、古賀市、新宮町の障がい福祉サービス事業者に対し、事業者のサービス提供状況や利用者数の現状などを把握するためアンケート調査を実施しました。

③ 市民の参画

市民の参画として、福津市障がい者施策推進協議会の設置の際には、市民代表者から委員の参画を募りました。

また、令和6年●月●日から令和6年●月●日にかけて市民意見公募（パブリックコメント）を実施しました。

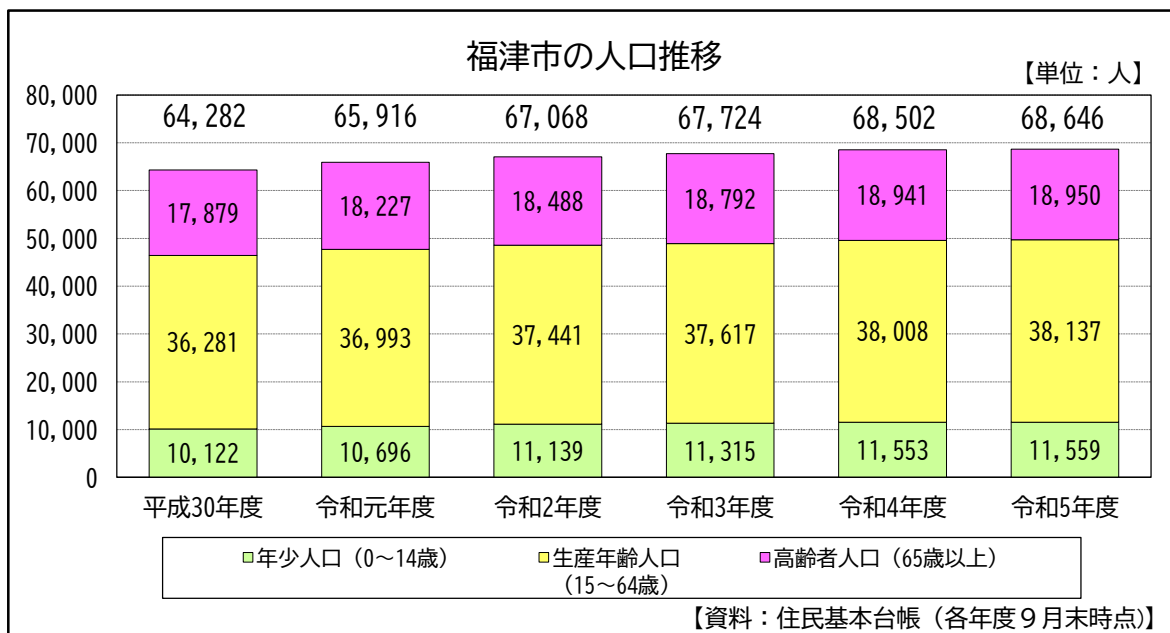
(7) 「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。

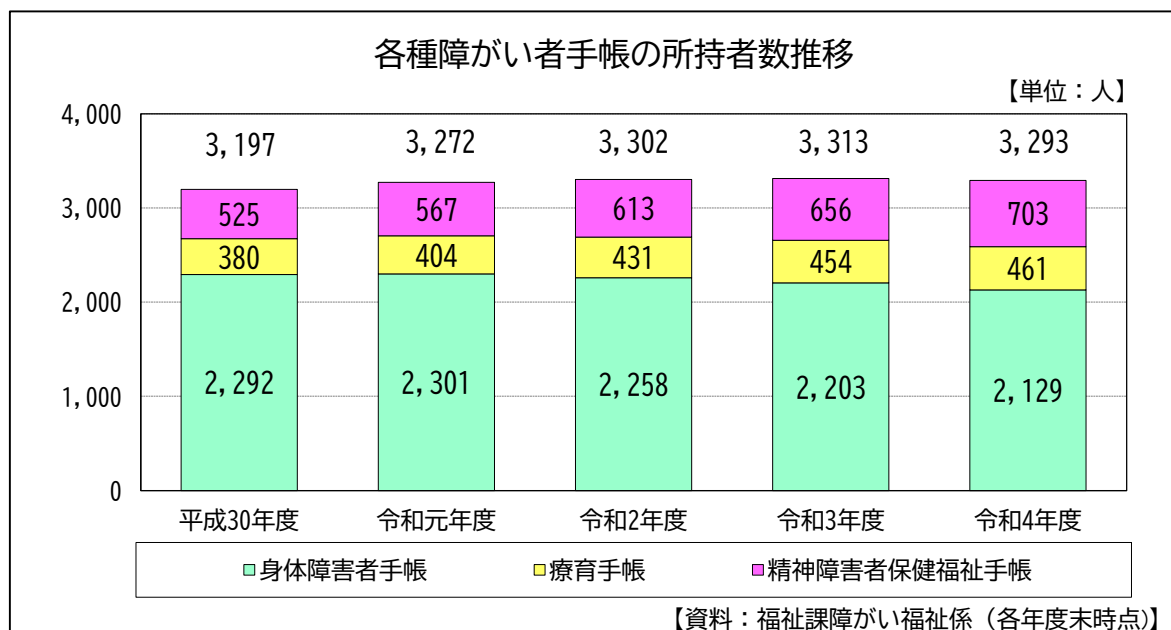
ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

3. 障がい者を取り巻く状況

本市の総人口は、平成30年度から令和5年度までの5年間で、4,364人増加しました。年齢3区分別で見ても、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）ともに増加しています。今後も10年程度は人口が増加するものと見込んでいます。



福津市の各種障害者手帳の所持者数の推移は、身体障害者手帳は近年、微減で推移しており、この平成30年度から令和4年度の5年間で約7%減少しました。逆に、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の所持者数は年々増加しており、精神障害者保健福祉手帳はこの5年間で約34%、療育手帳の所持者数も同様に約21%増加しています。



身体障害者手帳所持者内訳(年齢別)

【単位：人(各年度末時点)】

年齢区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	48	51	50	51	54
18～39歳	97	95	90	93	93
40～64歳	413	412	386	376	354
65歳以上	1,734	1,743	1,732	1,683	1,628
合計	2,292	2,301	2,258	2,203	2,129

身体障害者手帳所持者内訳(障がい等級別)

【単位：人(各年度末時点)】

障がい等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	783	796	764	734	685
2級	324	326	320	319	298
3級	350	344	343	325	321
4級	511	515	511	510	508
5級	141	135	139	143	140
6級	183	185	181	172	177
合計	2,292	2,301	2,258	2,203	2,129

精神障害者保健福祉手帳所持者数内訳(年齢別)

【単位：人(各年度末時点)】

年齢区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	9	11	12	16	21
18～39歳	138	149	159	169	183
40～64歳	279	300	327	353	368
65歳以上	99	107	115	118	131
合計	525	567	613	656	703

精神障害者保健福祉手帳所持者内訳(障害程度別)

【単位：人(各年度末時点)】

障害程度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	39	40	40	44	48
2級	346	357	379	394	410
3級	140	170	194	218	245
合計	525	567	613	656	703

療育手帳所持者内訳(年齢別)

【単位：人(各年度末時点)】

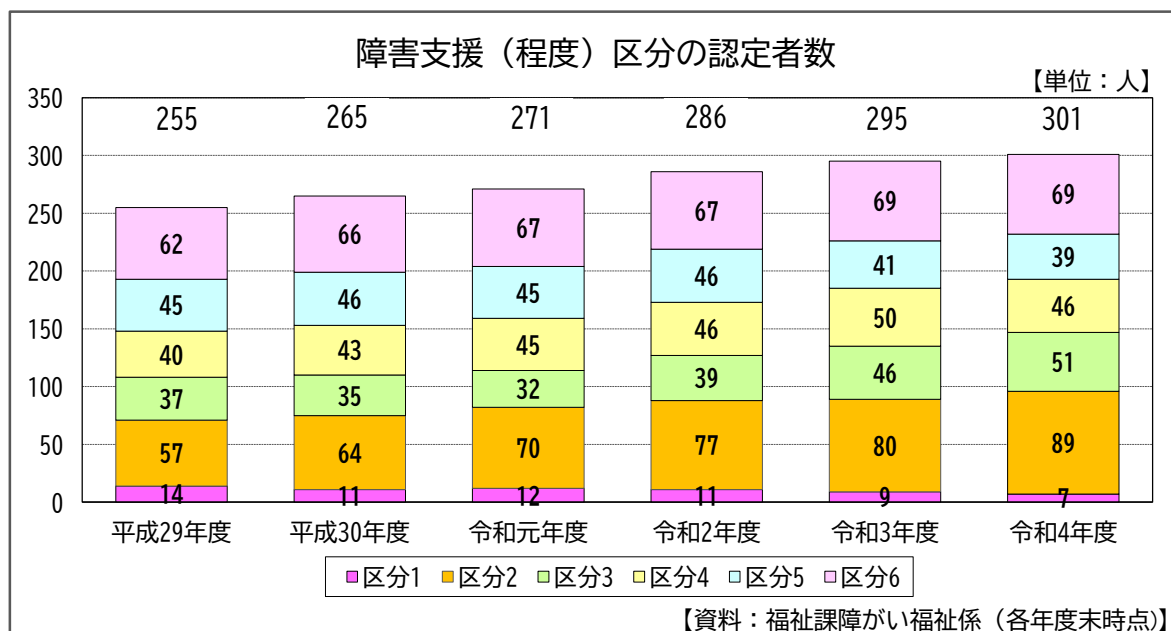
年齢区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	106	118	129	137	146
18～39歳	156	160	173	184	181
40～64歳	96	104	107	111	110
65歳以上	22	22	22	22	24
合計	380	404	431	454	461

療育手帳所持者内訳(障害程度別)

【単位：人(各年度末時点)】

障害程度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療育手帳A	176	180	189	188	194
療育手帳B	204	224	242	266	267
合計	380	404	431	454	461

障害支援区分の認定者数は、平成30年度から令和4年度までの5年間で36人増え増加傾向となっています。区分別に見ると、区分1及び区分5については減少傾向ですが、それ以外の区分では、横ばいや増加傾向で推移しています。



4. 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

当該目標値の設定に当たっては、国の指針に基づき、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これらに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とします。

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	71人	令和4年度末時点の施設入所者数
【見込】施設入所者数	67人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者数 ※1	5人	令和8年度末時点の施設入所からグループホーム等への移行見込
【目標】削減見込人数 ※2	4人	令和8年度末までの削減見込人数

※1 地域生活移行者数とは、施設入所者が施設を退所し、グループホームや自宅へ移行した者の数を指します。

※2 削減見込人数は、令和5年度～8年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数を指します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

福津市基幹相談支援センターを中心に精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、令和8年度末までに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

また、精神障がい者が精神病床を退院した後も、地域に定着して生活ができるよう支援を行います。

(3) 地域生活支援の充実

福津市基幹相談支援センターで緊急時の迅速・確実な相談支援及びコーディネートの実施を行い、市内入所施設と連携し受け入れ体制を構築します。また機能充実のため年1回の運用状況の検証及び検討を行います。

令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関し、市内の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を令和3年度の移行実績の1.28倍以上を目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】一般就労移行者数	2人	令和3年度実績
【目標】一般就労移行者数	3人	令和8年度目標：令和3年度実績の1.28倍

② 就労移行支援の一般就労率

就労移行支援事業修了者に占める一般就労への移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行事業所全体の5割以上とすることを目標とします。

③ 就労定着支援事業の利用率

令和8年度における就労定着支援事業利用者数を令和3年度の利用実績の1.41倍以上を目指します。

項目	数値	考え方
【実績】就労定着支援利用数	16人	令和3年度実績
【目標】就労定着支援利用数	23人	令和8年度目標：令和3年度実績の1.41倍

④ 就労定着支援利用者の就労定着率

就労定着支援事業利用修了後1年以上就労継続した者の割合が7割以上の事業所を就労定着支援事業所全体の2割5分以上とすることを目標とします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置と障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築

本市には既に児童発達支援センターが存在しており、障がい児支援の中核的な役割を果たしています。インクルージョンの推進と位置付けられている保育所等訪問支援を利用できる体制も構築されています。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

本市には主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が存在します。また圏域には重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所があり、幅広く障がい児を支援できる体制が整っています。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度までに、市内もしくは圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの設置等

本市では既に福津市基幹相談支援センターを設置しており、今後も地域における相談体制の充実・強化に資するとともに、相談支援事業所の中核機関として機能していきます。

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

令和8年度までに自立支援協議会における個別事例の検討を行う機能を強化し、地域サービス基盤の開発・改善等を行えることを目指します。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

年々変化する制度に加え、要支援者の増加と多様化により改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのために県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修へ参加を積極的に推進し、障害者総合支援法の具体的な内容の理解に努めます。また自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組みを行います。

5. 障がい福祉サービス等の推進

障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 訪問系サービス

障がいのある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の各サービス）の提供体制の充実と質の向上を図ります。

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動が著しい困難のある人に、行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とし、その介護必要性がとても高い方に、対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等)を包括的に提供します。

① 居宅介護(ホームヘルプ)

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	1,240	1,320	1,410
	人/月	83	92	101

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の実績値の変化率の平均から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に9か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

② 重度訪問介護

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間/月	200	200	200
	人/月	2	2	2

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の利用実績から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に7か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

③ 同行援護

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間/月	280	320	360
	人/月	15	16	18

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の実績値の変化率の平均から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に2か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

④ 行動援護

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間／月	15	15	15
	人／月	2	2	2

【見込量の算出方法】

時間：令和元年度から令和4年度の増加数の算術平均から見込量を推計

人：令和元年度から令和4年度の実績人数から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に2か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

⑤ 重度障がい者等包括支援

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障がい者等包括支援	時間／月	0	0	0
	人／月	0	0	0
	利用単位	0	0	0

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の実績値の変化率の平均から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内にありませんが、当該サービスに該当する対象者が発生した場合は、必要に応じた適切な支給を行います。

(2) 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所事業を充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動または生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者又は難病対象者につき、障がい者支援施設への通所又は居宅を訪問して行われる理学療法又は作業療法などのリハビリテーションにより、身体機能又は生活能力の向上のために支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者又は精神障がい者につき、障がい者支援施設への通所又は居宅を訪問して行われる入浴、排せつ及び食事に関する訓練を行うことにより、自立した日常生活を営むための支援を行います。
就労選択支援	障がい者が就労先や働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった就労の選択ができるよう支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する方に、一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援 (A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	一時的な緒事情により自宅での生活が困難な方に、障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

① 生活介護

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日／月	2,600	2,630	2,650
	人／月	132	133	134
うち重度障がい者の利用	人／月	10	10	10

【見込量の算出方法】

人日：令和元年度から令和4年度の人口あたり利用率から見込量を推計

人：令和元年度から令和4年度の人口あたり利用者率から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に5か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

② 自立訓練（機能訓練）

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	人日／月	95	95	95
	人／月	7	7	7

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の人口あたり利用率から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は古賀市内に1か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（生活訓練）	人日／月	300	310	310
	人／月	17	17	18
うち精神障がい者の利用	人／月	7	7	7

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の利用実績から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に2か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

④ 就労選択支援

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人日/月	—	20	30
	人/月	—	1	2

【見込量の算出方法】

新規事業で実績がないため、就労移行支援の利用人数の1割程度と推計

【見込量の確保のための方策】

令和7年10月から実施されるサービスのため、サービス事業所は福津市内にありませんが、市内での新設に向けた取組を実施していきます。当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

⑤ 就労移行支援

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	290	290	290
	人/月	17	17	17

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の人口あたり利用率から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に2か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います

⑥ 就労継続支援（A型）

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	人日/月	1,170	1,300	1,450
	人/月	65	73	82

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の実績値の変化率の平均から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内にありませんが、就労継続支援者数の増加を目指し、近隣のサービス事業所との連携や市内での新設に向けた取組を実施していきます。当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

⑦ 就労継続支援（B型）

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（B型）	人日／月	3,050	3,290	3,520
	人／月	179	193	207

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の増加数の算術平均から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に9か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

⑧ 就労定着支援

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人／月	22	23	23

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の実績値の変化率の平均から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に1か所あり、近隣のサービス事業所との連携や市内での新設に向けた取組を実施していきます。当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

⑨ 療養介護

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人／月	16	16	17

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の実績値の変化率の平均から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は古賀市内に1か所あり、利用実績は横ばいですが、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

⑩ 短期入所

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	人日／月	120	120	120
	人／月	24	24	24
	うち重度障がい者の利用数	3	3	3
短期入所（医療型）	人日／月	35	35	35
	人／月	7	8	8
	うち重度障がい者の利用数	7	8	8

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の実績及び地域生活支援拠点整備を踏まえた見込量推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に6か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

(3) 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がいのある人に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

① 自立生活援助

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	10	11	13
うち精神障がい者の利用数	人/月	9	10	11

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の実績値の変化率の平均から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に1か所あり、当該サービスに該当する対象者が発生した場合は、必要に応じた適切な支給を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	105	115	125
うち重度障がい者の利用数	人/月	5	6	6
うち精神障がい者の利用数	人/月	53	59	65

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の実績値の変化率の平均から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に15か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。今後、施設入所者が地域生活へ移行できるようグループホームの充実にむけた取り組みを進めます。

③ 施設入所支援

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	69	68	67

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の実績値の変化率の平均から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

施設は福津市内に1か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、目標値を見据えながら必要に応じた適切な支給を行います。

(4) 相談支援

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための、障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

サービス名	サービス内容
地域相談支援 (地域移行支援)	施設入所中または精神病院入院中の障がいのある人に、住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身等で生活する障がいのある人に、当該障がいのある人との常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。
計画相談支援	福祉サービスなどを利用する障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、「サービス等利用計画案」を作成し、支給決定が行われた後に関係者との連絡調整を行うとともに、「サービス等利用計画」を作成します。

① 地域相談支援（地域移行支援）

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域相談支援（地域移行支援）	人／年	2	3	3
うち精神障がい者の利用数	人／年	2	2	2

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の実績から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

地域移行支援に関する相談支援事業所は福津市内に3か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

② 地域相談支援（地域定着支援）

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域相談支援（地域定着支援）	人／年	3	3	4
うち精神障がい者の利用数	人／年	3	3	4

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の実績から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

地域定着支援に関する相談支援事業所は福津市内に3か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

③ 計画相談支援**【第7期計画の見込】**

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	531	554	577

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の実績値の変化率の平均から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

計画相談支援に関する相談支援事業者は福津市内に9か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

(5) 障がい児通所支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

サービス名	サービス内容
児童発達支援	就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

① 児童発達支援

【第3期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	1,210	1,380	1,550
	人/月	201	229	257

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の増加数の算術平均から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に5か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

② 放課後等デイサービス

【第3期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日/月	3,620	4,040	4,460
	人/月	301	336	371

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の増加数の算術平均から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に13か所（うち重症心身障がい児型1か所）あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

③ 保育所等訪問支援

【第3期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	170	200	230
	人/月	83	99	115

【見込量の算出方法】

令和元年度から令和4年度の増加数の算術平均から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に8か所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。また、乳児院、児童養護施設に入所している障がい児に対しては、近隣のサービス事業所を利用するなど必要に応じた適切な支給を行います。

④ 居宅訪問型児童発達支援

【第3期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	3	4	4
	人/月	1	2	2

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度の実績から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に1か所あり、当該サービスに該当する対象児が発生した場合は、近隣のサービス事業所との連携を図り、必要に応じた適切な支給を行います。

⑤ 医療型児童発達支援

【第3期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度の実績から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内にありませんが、当該サービスに該当する対象児が発生した場合は、近隣のサービス事業所との連携を図り、必要に応じた適切な支給を行います。

⑥ 障がい児相談支援

【第3期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人/年	560	631	702

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度の実績値の変化率の平均から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

障がい児計画相談支援に関する相談支援事業者は福津市内に10か所あり、当該サービスに該当する対象児に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

6. 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。

(1) 基幹相談支援センター事業

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の障がい者等の福祉に関する総合的かつ専門的な相談支援、地域における相談支援体制の強化、障がい者等の地域における生活への移行及び地域への定着促進等の業務を行います。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター事業	相談件数 ／月	400	450	500

【見込量の算出方法】

令和5年度の実績から見込量を推計

【見込量の確保のための方策】

相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の専門職を配置することで、多様な相談に迅速に応じられる体制を確保するとともに、長期的に支援を行い、伴走型の支援を行う体制を確保します。

(2) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、障がい者の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度までの実績から算出

【見込量の確保のための方策】

通年で定期的にイベント等を行う「ふれあい交流事業」を実施することにより、障がいのある人と市民との交流の機会を設けます。

(3) 相談支援事業

障がい者本人や障がい児の保護者又は障がい者の介護者からの相談に対して、必要な情報を提供したり、権利擁護のために必要な援助をすることにより、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営めるような支援を行います。

令和8年度末までに福津市基幹相談支援センターとの役割の棲み分けについて検討を行います。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	実施箇所数	2	2	2

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度までの実績から算出

【見込量の確保のための方策】

障がい者相談支援事業や障がい者生活支援センター事業を受託した福津市内の相談支援事業者により、相談者のニーズに応じた適切な相談支援を行います。

(4) 自立支援協議会

障がい者福祉に関わる関係機関の連携を緊密化することにより、障がいに関連する地域課題についての情報を共有し、障がい者支援の体制整備を図ることを目的とした自立支援協議会を設置します。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援協議会	実施の有無	有	有	有

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度までの実績から算出

【見込量の確保のための方策】

2市1町（福津市・古賀市・新宮町）障害者地域支援ネットワーク協議会、連携会議、障がい福祉研究会、就労支援部会を活用して、関係機関との連携を緊密にすることにより、地域課題の掘り起しや課題解決に向けた取り組みを実施します。

(5) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用する知的障がい者や精神障がい者が、成年後見制度を利用するために、後見人の報酬など必要経費の一部の助成を受けることにより、生活支援と権利擁護の確保を図ります。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度までの実績から算出

【見込量の確保のための方策】

当該事業に該当する被後見人に対しては、生活支援と権利擁護の確保のために、必要に応じた適切な助成を行います。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳、要約筆記などの方法で意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うことにより、意思疎通の円滑化を図ります。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	人/年	80	80	80

【見込量の算出方法】

令和3年度から令和4年度までの実績から算出

【見込量の確保のための方策】

福津市社会福祉協議会にコーディネーターとして業務委託を行い、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支援を行います。

(7) 日常生活用具給付等事業

障がい者に対して、自立生活を支援するための日常生活用具の購入に係る費用を助成することにより、日常生活の便宜を図ります。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	10	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	10	10	10
情報・意志疎通支援用具	件/年	15	15	15
排泄管理支援用具	件/年	820	840	860

在宅生活動作補助用具	件／年	3	3	3
点字図書	件／年	1	1	1

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度までの実績から算出

【見込量の確保のための方策】

当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。
また、難病患者等に対して、事業の周知を図り、サービスの利用促進に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話に必要な手話の表現技術を習得した者を養成することにより、意思疎通を図ることが困難な障がい者に対して、手話による意思疎通の支援を行うことで、自立した日常生活又は社会生活を営めるようにします。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人／年	10	10	10

【見込量の算出方法】

令和5年度の予算ベースから算出

【見込量の確保のための方策】

平成27年度からの宗像市との共催による手話講習会を行い、手話奉仕員を養成するための環境を整備することにより、手話奉仕員の数の確保に努めます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間／年	2,540	2,810	3,080
	人／年	338	374	410

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度までの実績伸び率から算出

【見込量の確保のための方策】

当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。

(10) 地域活動支援センター（Ⅰ型）

障がい者及びその家族からの相談に応じて、情報提供、居場所の提供、社会との交流の促進などの支援を行うとともに、社会基盤との連携強化、地域住民への普及啓発を行うことにより、障がい者の地域生活の向上を図ります。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業	実施箇所数	1	1	1
機能強化事業	実施箇所数	1	1	1

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度までの実績から算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に1か所あり、当該事業を必要とする対象者に対しては、必要に応じた適切な対応を行います。

(11) 地域活動支援センター（Ⅱ型）

地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施することにより、障がい者の地域生活の向上を図ります。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業	実施箇所数	1	1	1
機能強化事業	実施箇所数	1	1	1

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度までの実績及び事業所からの意向から算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に1か所あり、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

(12) 地域活動支援センター（Ⅲ型）

地域において、引きこもりがちな障がい者及び障がい児に対して、創作的活動若しくは生産活動の機会の提供又は社会との交流の促進を実施することにより、障がい者の地域生活の向上を図ります。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業	実施箇所数	1	1	1
機能強化事業	実施箇所数	1	1	1

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度までの実績から算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は宗像市内に1か所あり、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

(13) 日中一時支援事業

障がい者又は障がい児を在宅で日常的に介護している家族に対して、障がい者の日中における活動の場と家族の一時的な休息を確保します。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	59	71	83

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度までの実績から算出

【見込量の確保のための方策】

当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。

(14) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度の心身障がい者に対して、訪問により在宅での入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持及び心身機能の維持を図り、地域生活の向上を図ります。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	3	3	3

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度までの実績の平均値から算出

【見込量の確保のための方策】

在宅生活における入浴サービスを確保するために、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。

(15) 福祉タクシー料金助成事業

重度の障がい者に対して、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、外出の機会を増やすための支援に繋がり、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉タクシー料金助成事業	回数/年	9,000	9,000	9,000

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度までの実績の平均値から算出

【見込量の確保のための方策】

当該事業に対しては、障がい者実態調査において利用券の枚数を増やして欲しいという意見や、軽度の障がい者まで支給対象枠を広げて欲しいという意見があります。当該事業は全額市費による助成であることから、支給対象枠を広げることや増枚することは現状では難しいため、現行の該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。

(16) 身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障がい者が就労などに伴い、自動車の運転を行う際に必要となる自動車改造の費用を助成することにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害者用自動車改造費助成事業	人/年	2	2	2

【見込量の算出方法】

令和2年度から令和4年度までの実績の平均値から算出

【見込量の確保のための方策】

当該事業に該当する対象者数は毎年ばらつきがあるものの、必要に応じた適切な助成を行います。

(17) 軽度・中度等難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の難聴児に対して、補聴器購入費の一部を助成することにより、言語の取得や教育における健全な発達を支援します。

【第7期計画の見込】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
軽度・中度等難聴児 補聴器購入費助成事業	人／年	2	2	2

【見込量の算出方法】

令和5年度の予算ベースから算出

【見込量の確保のための方策】

当該事業に該当する対象者数の把握が難しいものの、必要に応じた適切な助成を行います。

7. 計画の推進

地域生活支援事業は、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。

(1) 計画の推進体制

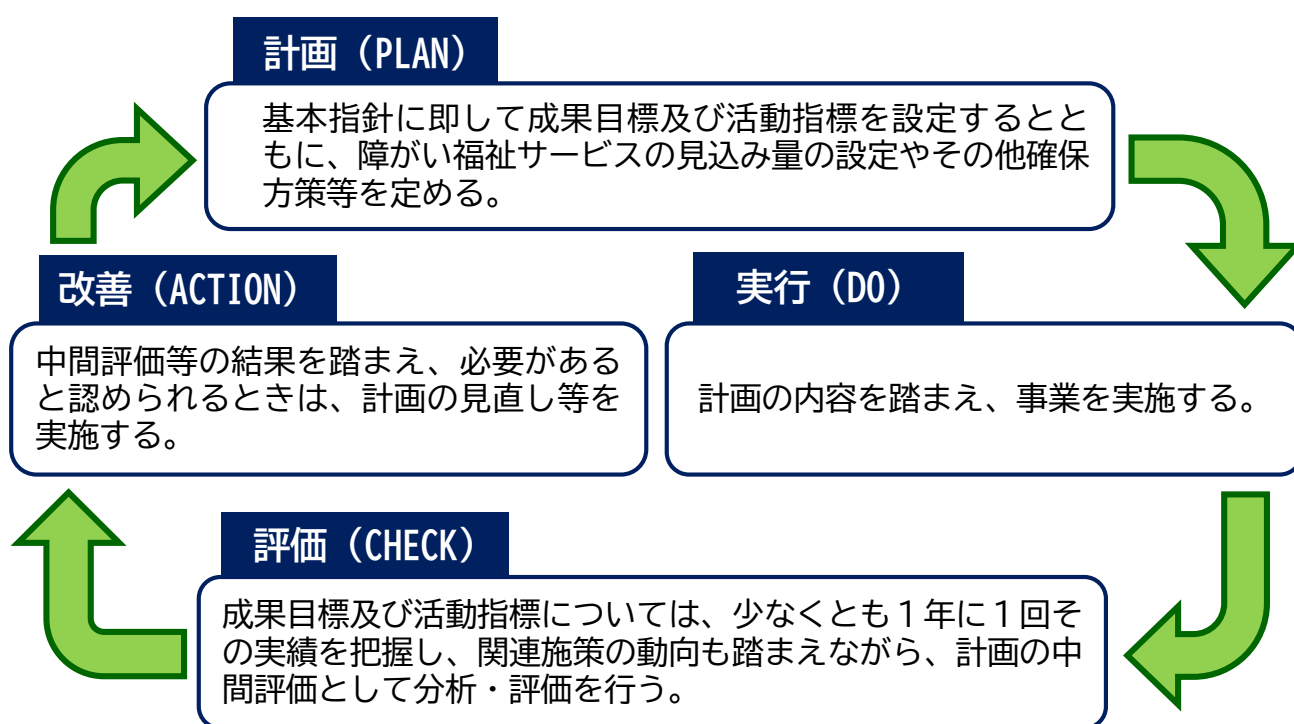
本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がい者が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換やこれらの団体の協力を求めながら、計画推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

本計画を推進するにあたっての問題点の協議、及び毎年度の事業実績等を基に、障がい者施策及び障がい福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をP D C Aのサイクルの考え方にに基づき管理します。

【P D C Aサイクルのプロセス】



資料編

○ 福津市障がい者施策推進協議会規則

平成26年3月26日 規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市附属機関設置条例(平成17年福津市条例第16号)第3条の規定に基づき、福津市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行う。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事項
- (2) 障がい者及び障がい児の施策の推進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10名以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- (1) 障がい者及び障がい児の福祉に関する事業に従事する者
- (2) 障がい当事者又は障がい者及び障がい児福祉団体等の関係者
- (3) 保健医療機関に従事する者
- (4) 教育関係者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 関係行政機関に従事する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置くものとし、その選出は委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選任される前に行われる会議は、市長が招集するものとする。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、専門的な検討を行う必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○ 福津市障がい者施策推進協議会 委員名簿

No.	(フリガナ) 氏 名	性別	所 属	委員種別	
1	ウラベ ユキコ 占部 幸子	女	相談支援事業所 (精神障害者)	障がい者及び障がい児の福祉 に関する事業に従事する者	1号
2	ナカシマ トシロウ 中嶋 敏郎	男	相談支援事業所 (身体障害者)	障がい者及び障がい児の福祉 に関する事業に従事する者	1号
3	ゴトウ トモコ 後藤 朋子	女	相談支援事業所 (知的障害児)	障がい者及び障がい児の福祉 に関する事業に従事する者	1号
4	アソウ タツヒロ 麻生 辰廣	男	福津市身体障害者 福祉協会	障がい当事者又は障がい者及 び障がい児福祉団体等の関係 者	2号
5	イイノ ノブコ 飯野 信子	女	あすなる会	障がい当事者又は障がい者及 び障がい児福祉団体等の関係 者	2号
6	ツル エイチ 津留 英智	男	宗像医師会	保健医療機関に従事する者	3号
7	ナカヤマ タケシ 中山 健	男	福岡教育大学	教育関係者・学識経験を有す るもの	4号 6号
8	ハナダ トシヒデ 花田 敏秀	男	福岡県社会福祉士会	社会福祉関係者	5号
9	アサイ アカネ 浅井 あかね	女	福津市社会福祉協議会	関係行政機関に従事する者	7号
10	スギモト ミギワ 杉本 みぎわ	女	公募委員	市長が特に必要があると認め る者	8号

○ 福津市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定スケジュール

日程	内容
令和5年8月21日	<p>■第1回福津市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長、副会長互選 ・計画に関する諮問 ・「第7期福津市障がい福祉計画計画」及び「第3期福津市障がい児福祉計画」について ・福津市障がい福祉に関するアンケートについて ・今後のスケジュール
令和5年11月1日	<p>■第2回福津市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福津市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関する調査票の結果について ・「第7期福津市障がい福祉計画計画」及び「第3期福津市障がい児福祉計画」案について
令和5年11月 日	○定例庁議
令和5年 月 日	○全員協議会
令和6年 月 日 ～ 月 日	<p>○市民意見公募（パブリックコメント）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7期福津市障がい福祉計画（原案） ・第3期福津市障がい児福祉計画（原案）
令和6年 月 日	<p>■第3回福津市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意見公募（パブリックコメント）の報告

第7期福津市障がい福祉計画 及び 第3期福津市障がい児福祉計画

令和 年 月発行

編集・発行

福津市 健康福祉部 福祉課

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

TEL : 0940-42-1111(代表) FAX : 0940-34-3881

URL : <https://www.city.fukutsu.lg.jp/>

E-MAIL : info@city.fukutsu.lg.jp
